

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の推進を図る制度です。

対象者 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護している

父又は母や児童を監護し生計を同じくする又は児童の養育をしている方

持ち物 ・請求者と対象児童の戸籍謄本

・請求者とお子さんのマイナンバーカード又は通知カード

・通帳またはキャッシュカード

支給額 （令和6年11月から適用）※所得により決まります。

全部支給の方⇒45,500 円

一部支給の方⇒10,740 円～45,490 円

児童が2人以上の場合は2人目からひとりにつき、

全部支給の方⇒10,750 円

一部支給の方⇒5,380 円～10,740円が加算されます。

支給制限 受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は、支給が一部又は全額停止されます。又、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月

申請場所 福祉課

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

一人親家庭等医療費助成

母子家庭の母子、父子家庭の父子、又は父母のいないお子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童及びその児童を養育している父又は母

持ち物 対象者の健康保険の情報がわかるもの、通帳（カード不可）

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に助産師、保健師が訪問し赤ちゃんの体重を測ったり、ご家族の話を伺いながら、赤ちゃんの発育や、母親の体調回復等を確認します。母乳のことや子育ての悩み等ありましたらご相談ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783